

「日本地域医療学会認定総合医」募集要項

令和6年4月



一般社団法人日本地域医療学会
Japanese Association of Community Healthcare

「日本地域医療学会認定総合医」制度について

I 目的

日本地域医療学会は、日本の地域医療の質の向上と更なる発展、および「地域をまるごと診る医師」である地域総合診療専門医の育成を目指して設立された学会です。我が国の人口・傷病・社会構造の劇的な変化と人工知能をも含めた科学技術の急速な発展が進む中、地域住民の健康的な生活を守る医療等のあり方には、将来を見据えた確実な対応が求められています。全国各地で地域住民の健康を支えながら変革を推進するリーダーが必要であることから、「地域医療を守る病院協議会」（全国自治体病院協議会、全国厚生農業協同組合連合会、全国国民健康保険診療施設協議会、日本慢性期医療協会、地域包括ケア病棟協会、日本公的病院精神科協会）の会員団体が行ってきた学術活動や認定制度を発展させ、多職種多機関と協働し、保健・医療・介護・福祉の包括的・一体的実践を担う、あるいは支援する「地域総合診療専門医」の育成を開始しました。

一方、臓器別専門医等として実績を積んだ医師がセカンドキャリアとして地域医療に従事する場合に、誇りを持って地域医療の現場で働くことができる資格制度創設の要望が強いことから、地域総合診療専門医とは別に、「日本地域医療学会認定総合医」制度を令和6年（2024年）4月から認定を開始しております。認定後も地域医療の現場で活用できる知識が身につく学術大会、研修会、講習会等を企画しますので、是非、ご応募ください。

II 応募条件について

申請時に以下の3条件を満たせば申請可能です

1. 日本地域医療学会正会員（医師）であること
 2. 経歴：
 - ① 医師臨床研修修了後、総合診療以外の臨床の専門領域で研修または実践経験3年以上
* 医師臨床研修制度開始前の医師免許取得者においては、臨床経験5年以上
 - ② ①の後、地域医療、総合診療、回復期・慢性期医療等の経験が3年以上
- ※上記経験が得られる施設であれば勤務先は問いません。（介護保険施設等も可）
* 外国医学部卒業生については、外国での教育歴・勤務歴、日本の医師免許証、医師臨床研修修了登録証、（取得している場合）専門医認定証、日本における研修歴等の経歴をご提出ください。
* 疑義があれば、事前に事務局にお問合せください。

3. 本学会が定める臨床以外の学修経験（学会、研修会への参加など）基準を満たすこと（IV参照）
 - ・日本地域医療学会学術集会 1 回以上必須
 - ・JACH 地域医療ゼミナール参加 1 回以上必須
 - ・これを含めて 50 ポイント以上（算定期間V参照）

III 申請について

「日本地域医療学会認定総合医」の認定を受けようとするものは、以下の要領で申請して下さい。申請書は、ホームページからダウンロードして下さい。

<提出書類>

1. 申請書（履歴書、実績報告含む）
2. 日本地域医療学会入会届（既入会者不要）
3. 学会・研修会参加記録確認書類（ネームカード、抄録集コピー等可）
4. 臨床経験歴証明書
地域医療、総合診療、回復期・慢性期医療を担う機関の長の署名
※異動した場合は3年間のうちいずれかの機関の長の署名で可
5. 医師臨床研修指導医講習会修了証書（任意）
医師臨床研修指導医講習会を今までに一度でも受講していれば、「地域総合診療専門医特任指導医」の資格が付与されます。修了証書（厚生労働省医政局長印のあるもの）を合わせてご提出ください。資格認定決定通知後でもかまいませんが、認定後の締切が短期間のため事前にご用意ください。修了証書を紛失された場合は、主催者に「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」（平成16年3月18日付け医政発第0318008号）にのっとりたものであることを厚生労働省医政局長が認定した講習会である旨、明記された修了証明書発行を依頼し、送付してください。）

<参考>

実績報告は申請書内に以下の2項目を記載していただきます。

- ① II-2. ②地域医療、総合診療、回復期・慢性期医療等の経験3年以上の期間において、地域における活動（保健活動、行政との連携、在宅医療介護連携、認知症、へき地医療・支援など）や多職種多機関連携が有効であった症例などに考察を加え、800～1200字にまとめてください。
- ②今後の方向性・抱負について400字程度で述べてください。

<申請費用>

1万円

- <申請費用振込先> ※納期限に関わらず申請と合わせてお振込み願います。
※振込名義人は、申請者名でお願いいたします。

納期限	○前期 令和6年6月14日(金) ○後期 令和6年12月13日(金)
振込先	みずほ銀行 浜松町支店
	普通預金 第3117821号
名義人	一般社団法人日本地域医療学会
	理事長 小野 剛

<送付先>

日本地域医療学会事務局 宛
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-6-6 VORT 芝大門 4F
(注 封書の表に「認定医申請」と記入してください。)

<申請受付期間>

1. 前期 令和6年(2024年)4月15日(月)～令和6年6月14日(金) [令和6年10月認定]
 2. 後期 令和6年(2024年)10月15日(火)～令和6年12月13日(金) [令和7年4月認定]
- 尚、事務局から内容についてお問合せする必要があることをご承知おきください。

IV 受講ポイント数算定学会および研修会等について

受講ポイント数算定対象学会、研修会、eラーニング等は以下とする。

* 「地域総合診療専門医」算定単位とは異なりますのでご注意ください。

なお、追加変更する場合は、日本地域医療学会ホームページに掲載します。

- ・日本地域医療学会学術集会 10ポイント (1回以上必須)
- ・JACH 地域医療ゼミナール 2ポイント (1回以上必須)
- ※2024年度は9回予定
 - ・2024年4月、5月、6月、7月、9月、10月、2025年1月、2月、3月開催
- ・総合診療医講座(日慢協) 30ポイント(全修了者)
- ・医師のための総合リハビリテーション講座(日慢協) 10ポイント
- ・医師のための排尿機能回復に向けた治療とケア講座(日慢協) 5ポイント
- ・日医かかりつけ医機能研修(日本医師会) 5ポイント
- ・自治体病院リーダー養成塾(全自病協) 10ポイント
- ・国診協地域包括医療・ケア研修会(国診協) 10ポイント
- ・学会構成団体全国学会・集会 各10ポイント
 - 日本農村医学会・日本慢性期医療学会

- 地域包括ケア病棟研究大会
- 全国自治体病院学会・全国国保地域医療学会
- ・地域医療関連学会全国学会・集会 各 10 ポイント
- 日本プライマリケア連合学会学術集会
- 日本病院総合診療医学会学術総会
- ・日本医師会 日医 e ラーニング 1 単位 = 1 ポイント 最大 5 ポイント

V 認定受講ポイント数算定期間

- ・「日本地域医療学会認定総合医」認定
申請年度から遡って 3 年間のポイント数を算定する。
- ※2024 年 6 月申請期限のポイント数算定期間
「2021 年（令和 3 年）4 月～2024 年（令和 6 年）3 月」の 3 年間
- ※2024 年 12 月申請期限のポイント数算定期間
「2021 年（令和 3 年）10 月～2024 年（令和 6 年）9 月」の 3 年間

VI 認定について

申請について、専門医制度委員会で審査し、理事会で承認が得られれば、資格認定されます。

<認定料>

1 万円

<認定料振込先>

申請費用振込先と同様の口座をお願いいたします。

<2024 年度申請者認定期間>

- ・2024 年 10 月認定 2024 年（令和 6 年）10 月～2029 年（令和 11 年）9 月」の 5 年間
- ・2025 年 4 月認定 2025 年（令和 7 年）4 月～2030 年（令和 12 年）3 月」の 5 年間

VII 「日本地域医療学会認定総合医」認定更新について

IVに記載の学会、研修会受講歴が同じく 50 ポイントが必要です
但し、算定期間が異なります。

例) 2024 年度 4 月認定者

<ポイント数算定期間>

「2024 年（令和 6 年）4 月～2029 年（令和 11 年）3 月」の 5 年間

<更新時の認定期間>

「2029 年（令和 11 年）4 月～2034 年（令和 16 年）3 月」の 5 年間

<更新料>

1 万円

<更新料振込先>

申請費用振込先と同様の口座をお願いいたします。

VIII 問い合わせ

ご不明な点があれば、遠慮なく学会事務局までお問い合わせください。

推奨：日本地域医療学会ホームページ (<http://www.jach.or.jp/>) -

「お問い合わせ」に入力

TEL：03-6402-4010 FAX：03-6402-4011 電子メール：office@jach.or.jp

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-6-6 VORT 芝大門 4F